

文喜相韓国国会議長の天皇陛下に関する発言に抗議する決議

我が国と韓国は昭和40年に日韓基本条約及び関連協定を結び、我が国が韓国に経済協力すると同時に請求権に関しては、完全かつ最終的に解決されており、なおかつ人道上の措置も講じている。また、平成27年には日韓外相会談が開催され、いわゆる慰安婦問題は最終的かつ不可逆的に解決すると確認した。

しかしながら、韓国大法院は、昨年10月に新日鐵住金株式会社に、11月には三菱重工業株式会社に対し、元徴用工への損害賠償の支払いを命じる判決を下したことから、我が国が適切な措置をとるよう韓国に求めているにもかかわらず、いまだ解決が図られないまま、下級審も含め、同種の判決が続いている。さらに、12月には、自衛隊機が韓国駆逐艦から火器管制レーダーの照射を受ける事案が発生した。こうした不測の事態を招きかねない危険な行為に対し、我が国は厳重に抗議し再発防止を求めたが、韓国側はこの事実を否定するにとどまらず、自衛隊機が威嚇してきたと客観的証拠に基づかない主張を行い、問題の論点をすりかえようとした。

このような信頼を損なう事案が韓国側で立て続けに起こる中、先般、文喜相韓国国会議長が慰安婦問題を巡って、天皇陛下が謝罪すれば問題は解決するという趣旨の発言を行った。これは甚だしく不適切な内容を含む極めて無礼な発言であり、本市議会は、法治国家の国会議長としての資質が疑われるような文喜相韓国国会議長の発言を看過することはできない。

日韓両国は、国交正常化以来、緊密な友好協力関係を発展させ、平成10年には日韓パートナーシップ宣言において、両首脳が未来志向の日韓関係構築に向けた決意を宣言し、その実現に努めてきたところだが、現在の韓国の対応は、長年の努力を踏みにじるものであり、国家としての品格が疑われる。

よって、本市議会は、文喜相韓国国会議長の発言に強く抗議し、発言の撤回と謝罪を求めるとともに、韓国に対し、日韓関係の改善に向けた適切な対応をとるよう強く求める。

ここに、決議する。

平成 31 年 3 月 22 日

石川県金沢市議会議長 清 水 邦 彦